

(6)

## 箕面粟生第二住宅管理組合 駐車場利用要綱

### (利用資格)

**第1条** 箕面粟生第二住宅管理組合駐車場（以下「駐車場」という）の利用資格は、駐車場運営細則の定めるところにしたがい、次のとおりとする。

- (1) 当住宅に居住する組合員の所有又は使用する車輛
- (2) 次の場合は(1)同様の取扱いとする。
  - ① 当住宅に居住する組合員の配偶者又は親族が所有又は使用する車両。
  - ② 組合員の親族で当住宅居住者として、管理組合へ入居届の提出があった者の所有又は使用する車両。
  - ③ 組合員と賃貸借契約を締結している契約名義人で、管理組合へ入居届の提出があった者の所有又は使用する車両。
  - ④ 新規に自家用自動車購入予定者で、駐車場の利用承認後14日以内に購入契約ができる車両。
  - ⑤ ここでいう車両の所有又は使用とは、自動車検査証の所有又は使用者欄の記載に基づくものとする。

### (車両制限)

**第2条** 駐車場を利用できる車種は、自家用の乗用車又は貨客車等で駐車場1台スペース内に収まり、隣接の利用者に迷惑かけない程度の大きさまでとする。

### (保証金及び料金)

**第3条** 理事会の承認を得た駐車場利用者（以下「利用者」という）は、下記の保証金並びに駐車場料金（以下「料金」という）を所定の方法により管理組合に支払うものとする。

- |        |         |         |
|--------|---------|---------|
| イ) 保証金 | 15,000円 | (契約締結時) |
| ロ) 料金  | 5,000円  | (月額)    |

### (使用承諾書の手数料)

**第4条** 駐車場利用希望者は、使用承諾書の発行を受ける都度、下記手数料を管理組合に支払うものとする。

発行手数料 2,000円

### (駐車場の指定)

**第5条** 利用者は、指定された駐車場以外に駐車してはならない。

### (利用制限)

**第6条** 利用者は、駐車場の現状を変更する工作をしたり、駐車以外の目的に利用することはできない。

**(賠償責任)**

**第7条** 利用者の故意又は過失により他の車両又は管理共有物に損害を与えた場合は、利用者が賠償の責めを負うものとする。

**(組合の免責)**

**第8条** 駐車中の車両に関する盗難、破損その他の事故については、管理組合はその責めを負わない。

**(安全走行等の義務)**

**第9条** 利用者は、団地内での走行は20km/h以下の速度で走行し、エンジンふかし、警笛音その他の騒音について注意しなければならない。

**(車両の運行制限)**

**第10条** 第二住宅敷地内の車両の運行を認められていない通路等に乗り入れてはならない。

**(駐車場利用の拒否)**

**第11条** 利用者の行為が団地内の保安秩序等を乱すと理事会が認めた場合もしくは、駐車場の収容数が定数に達した場合その他管理上支障があると理事会が認めた場合は、利用希望者又は利用者に駐車場の利用を拒むことができる。

**(契約の解除)**

**第12条** 理事会は、利用者の申し込みに不審が認められたとき及び料金が2ヶ月以上の滞納があった場合は、当該利用者の駐車場利用契約を解除出来る。

**(長期滞納者)**

**第13条** 管理組合費の長期滞納者においても理事会は、当該利用者の申し込み又は駐車場利用を禁止できる。

**(規則の変更)**

**第14条** この規則を理事会で変更したときは、直近の総会で報告し、その承認を得なければならない。

**〔附 則〕**

1. 昭和50年(1975)8月1日施行
2. 昭和63年(1988)3月2日改正・昭和63年(1988)4月1日施行
3. 平成7年(1995)3月26日改正・平成7年(1995)4月1日施行